

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

| No. | 号機等 | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1   | 2号機 | 復水貯蔵タンクレベル記録計（中央操作室制御盤）の銘板に誤記が認められたため、当該銘板を修正                              | D    |    |
| 2   | 2号機 | 廃棄物処理建屋操作室換気空調系空調機制御盤にエラーメッセージの発生が認められたため、当該空調機を点検・修理                      | C    |    |
| 3   | 2号機 | 原子炉圧力容器表面温度記録計（打点12：原子炉圧力容器蓋締付ボルト温度）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該部を点検・修理          | D    |    |
| 4   | 2号機 | 定期事業者検査（サブプレッションチェンバ吸込ストレナ検査）の検査成績書の一部（成績書様式）について、旧版で作成していたことが認められたため、対応検討 | D    |    |
| 5   | 3号機 | 新廃棄物地下貯蔵設備廃液スラッジ貯蔵タンクレベルに変化がないにもかかわらず、「当該タンクスラッジレベル高」の警報発生が認められたため、対応検討    | D    |    |
| 6   | 4号機 | 原子炉格納容器雰囲気モニタ系格納容器側ドレン計量管レベルスイッチ点検において、設定つまみ不良が認められたため、当該レベルスイッチを交換        | D    |    |
| 7   | 4号機 | 原子炉建屋換気空調系給気ファン出口温度調節器点検において、計器内部よりエアリークが認められたため、当該部を修理                    | D    |    |
| 8   | 4号機 | 常用冷却系冷凍機（B）補機冷却海水系出口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理                              | D    |    |
| 9   | 4号機 | 原子炉再循環系電動機・発電機セット（A、B）流体継手フランジ溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理            | D    |    |
| 10  | 4号機 | 主タービン湿分分離器（3、4）内部支持構造物溶接部目視検査において、浸食が認められたため、当該部を修理                        | D    |    |
| 11  | 4号機 | 常用冷却系冷水循環ポンプ出口ヘッダベント弁のハンドル取付部弁棒が折損したため、当該部を点検・修理                           | D    |    |

| No. | 号機等    | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 12  | 4号機    | 原子炉建屋5階燃料プール内にテープらしきもの(約1cm×約3cm)を発見したため、対応検討                            | D    |    |
| 13  | 4号機    | 常用冷却系冷却水防錆剤注入タンクドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理                             | D    |    |
| 14  | 4号機    | タービン建屋電動機駆動原子炉給水ポンプエリア換気空調系局所空調機(18)常用冷却系冷却水ベント弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理 | D    |    |
| 15  | 4号機    | タービン補機冷却系ポンプ(B)点検において、軸受(両側)ブッシュキー溝に許容値外れが認められたため、当該部を交換                 | D    |    |
| 16  | 4号機    | 主タービン湿分離器ドレンタンク(1)内部溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理                    | D    |    |
| 17  | 5号機    | 運転日誌(1)[2008年5月22日・23日分]において、「原子炉冷却材漏えい率」の記載漏れが認められたため、当該日誌を訂正及び対応検討     | C    |    |
| 18  | 6号機    | 原子炉再循環系ポンプ(B)振動記録計のディスプレイキーボード固定ツメが破損したため、当該部を点検・修理                      | D    |    |
| 19  | 集中環境施設 | 高温焼却炉設備に「グラニューレータ機器異常」の警報発生が認められたため、当該設備を点検・修理                           | C    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                                 | 主な具体例  |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>  |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul> |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>  |
| その他  | 上記以外の不適合事象                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで